

四日市港港湾計画検討会設置規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会は、「四日市港港湾計画検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 検討会は、四日市港の利用を計画的、効率的に推進するための中期的な基本計画である「四日市港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行うことを目的とする。

（組 織）

第 3 条 1 検討会は座長及び委員で構成する。
2 検討会の座長は、委員の中から互選し、検討会を代表し、その会務を総理する。
3 委員は、別表 1 に掲げる者とする。
4 前項委員のほか、検討会にオブザーバーを置くことができる。

（検討会の取扱い）

第 4 条 検討会は、原則として公開とするが、委員の自由な議論を担保する観点等から、座長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

（委員の代理）

第 6 条 委員がやむを得ない事由により検討会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席を認める。

（秘密保持）

第 7 条 検討会の委員は、検討会で知り得た情報（第 4 条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局）

第 8 条 検討会の事務局を四日市港管理組合建設課に置くものとし、検討会の運営に関する事務を行う。

(雑 則)

第 7 条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会の意見に基づいて定める。

附 則

本規約は令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

別表 1

四日市港港湾計画検討会 委員名簿

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|------------------------------------|-----------------|--------|
| 公益社団法人 日本港湾協会 | 理事長 | 大脇 崇 |
| 流通科学大学 | 名誉教授 | 森 隆行 |
| 成城大学 経済学部経営学科 | 教授 | 平野 創 |
| 四日市大学 総合政策学部総合政策学科 | 教授 | 鶴田 利恵 |
| 都留文科大学 教養学部地域社会学科 | 教授 | 神長 唯 |
| 四日市港運協会 | 会長 | 小林 長久 |
| 名古屋海運協会 | 会長 | 池原 修 |
| 伊勢三河湾水先区水先人会 | 会長 | 高尾 幸徳 |
| 本田技研工業株式会社 サプライチェーン購買本部サプライチェーン推進部 | 部長 | 権田 秀樹 |
| 昭和四日市石油株式会社 | 取締役執行役員 製油所長 | 榎 啓 |
| 四日市港利用促進協議会 | 会長 | 小川 謙 |
| 名古屋四日市国際港湾株式会社 | 代表取締役会長 | 嶋田 宜浩 |
| 四日市商工会議所 | 専務理事 | 山下 二三夫 |
| 一般社団法人 四日市観光協会 | 会長 | 野村 昌嗣 |
| NPO 四日市案内人協会 | 代表 | 光用 敬一 |
| 三重県 雇用経済部 | 部長 | 松下 功一 |
| 四日市市 政策推進部 | 部長 | 荒木 秀訓 |
| 川越町 | 副町長 | 木村 光宏 |
| 国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 | 部長 | 三島 理 |
| 四日市海上保安部 | 港長 | 村松 一昭 |
| 四日市港管理組合 | 副管理者 | 高間 伸夫 |

オブザーバー

| | | |
|---------------|---------|--------|
| 国土交通省 港湾局 計画課 | 港湾計画審査官 | 加賀谷 俊和 |
|---------------|---------|--------|